宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷 宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

告　　示

○規則第１３号　宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則
……（総務課）…2

○規則第１４号　宇治市職員通勤手当支給規則等の一部を改正する規則……（人事課）…2

○規則第１５号　宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
……（建築指導課）…2

○規則第１６号　宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（人事課）…4

告　　示

○告示第３４号　指定居宅介護支援事業所の指定
……（介護保険課）…5

○告示第３５号　自転車放置禁止区域の変更……（交通政策課）…5

公　　告

○公告第１５号　物品（原動機付自転車ホンダスーパーカブ）の売払いに係る一般競争入札……（まち美化推進課）…5

規　則

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和５年３月３１日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第１３号

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則

宇治市文書等管理規則（平成１０年宇治市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の２項を加える。

３　課長は、回付を受けた文書で重要なものについて、速やかに上司に供覧しなければならない。

４　上司は、供覧を受けた文書について、必要に応じて速やかに部下に指示をしなければならない。

第３６条第１項ただし書中「、軽易な文書」を「、次に掲げる文書」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　通知、照会、依頼等の文書のうち権利又は義務の発生に関わりのないもの

⑵　案内状、礼状、あいさつ状等の儀礼上発する文書

⑶　刊行物、資料、記念品等の送付文書

⑷　国又は他の地方公共団体に発する文書で、当該国又は他の地方公共団体が公印を押印しないで発することを認めたもの

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市職員通勤手当支給規則等の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和５年３月３１日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第１４号

宇治市職員通勤手当支給規則等の一部を改正する規則

（宇治市職員通勤手当支給規則の一部改正）

第１条　宇治市職員通勤手当支給規則（昭和３３年宇治市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条を削り、第１３条の見出しを「補則」に改め、同条を第１２条とする。

（宇治市職員住居手当支給規則の一部改正）

第２条　宇治市職員住居手当支給規則（昭和４６年宇治市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１０条を削り、第１１条を第１０条とする。

（宇治市職員単身赴任手当支給規則の一部改正）

第３条　宇治市職員単身赴任手当支給規則（平成２年宇治市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条を削り、第１１条を第１０条とする。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和５年３月３１日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第１５号

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築基準法施行細則（平成５年宇治市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「第５８条」を「第５８条第１項」に改める。

第４条第１項の表以外の部分中「、第５３条第６項第３号」を「、第５３条第４項、第５項若しくは第６項第３号」に、「、第５５条第３項各号、第５６条の２第１項ただし書」を「、第５５条第３項若しくは第４項各号、第５６条の２第１項ただし書、第５８条第２項」に、「、第５項若しくは第６項又は」を「若しくは第５項から第７項まで又は」に、「、第５項若しくは第６項の」を「若しくは第５項から第７項までの」に、「、法第５５条第３項各号」を「、法第５５条第３項若しくは第４項各号」に改め、同条第３項の表以外の部分中「又は第６０条の３第１項ただし書」を「、第６０条の２の２第１項第２号若しくは第３項ただし書又は第６０条の３第１項第３号若しくは第２項ただし書」に改め、同項の表中「若しくは」を「、居住環境向上用途誘導地区若しくは」に改める。

第５条第１項中「若しくは第４３条第２項第１号」及び「（法第４３条第２項第１号の規定による認定に係る申請にあつては、配置図には、土地の高低及び敷地の周囲の空地の位置（通路にあつては、延長及び幅員）を明示すること。）」を削り、同条第２項の表以外の部分中「第４４条第１項第３号」を「第４３条第２項第１号、第４４条第１項第３号、第５２条第６項第３号」に、「図書及び」を「図書（法４３条第２項第１号の規定による認定に係る申請にあつては、配置図には、土地の高低及び敷地の周囲の空地の位置（通路にあつては、延長及び幅員）を明示すること。）及び」に改める。

別記様式第１号の２中「㊞」を削る。

別記様式第２号の２中「改装」を「改築」に、

「　　を

２　崖の高さ	m

」

「　　に、

２　崖の高さ	メートル

」

「から　　m」を「から　　メートル」に、

「　　を「　　に改め、「㊞」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、

m	メートル

」　　」

「　　を

㎡	㎥

」

「　　に改め、同表の注書第５項中「ｍ」を「メートル」に改める。

平方メートル	立方メートル

」

別記様式第４号中「宇治市建築基準法施行細則第２条第７号（第４条第１項）の規定に基づく日影による高さの制限を受ける建築物調書」を「日影による高さの制限を受ける建築物調書」に、

「電話　　を「電話番号」に、

番号　　番」

「　　を「　　に、「□大規模の模替」を「□大規模の模替　□その他」に、

%	パーセント

」　　」

「　　を「　　に、

「㎡」を「平方メートル」に、「ｍ）」を「メートル）」に改める。

別記様式第６号中「宇治市建築基準法施行細則第３条の規定による　名義　変更届　を「名義　変更届　に、「〒」を「郵便番号」に、「住所　」を「住所　」に改め、「㊞」及び「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削る。

別記様式第８号中「建築基準法第３条第１項第４号　を「建築基準法第４３条第２項第１号」に、「建築基準法第３条第１項第４号」に改め、「㊞」を削る。

別記様式第８号の２中「㊞」を削り、「㎡」を「平方メートル」に、「ｍ」を「メートル」に改める。

別記様式第８号の３中「　様」を「宛て」に改め、「㊞」を削り、「電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に改める。

別記様式第１０号中「宇治市建築基準法施行細則第５条の２又は第１５条の規定による　取　下　届　を「取　下　届　に、「取りやめ　」を「取りやめ　」に、「様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名　に改め、「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削り、「電話番号　番」を「電話番号」に、「㎡」を「平方メートル」に改める。

別記様式第１１号中「　様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名　に、「㊞　電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に改める。

別記様式第１２号中「宇治市建築基準法施行細則第１１条の規定による私道の　変　更　届　を「私道の　変　更　届　に、「廃　止　」を「廃　止　」に、「様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名　に、「㊞　電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に改める。

別記様式第１２号の２中「宇治市建築基準法施行細則第１３条の規定による敷地境界変更届」を「敷地境界変更届」に改め、「㊞」及び「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削る。

別記様式第１３号中「宇治市建築基準法施行細則第１４条の規定による　工事施工者　選定届　を「工事施工者　選定届　に、「あて」を「宛て」に、「工事監理者　」を「工事監理者　」に、「〒」を「郵便番号」に、「氏　名　㊞　を「氏　名　に改め、「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削り、「電話番号　番」を「電話番号」に、「）第　号」を「）第　号」に、「電話番号　番」を「電話番号　に改める。

別記様式第１４号中「宇治市建築基準法施行細則第１６条の規定による工事施工状況報告書」を「工事施工状況報告書」に改め、「同細則」を削り、「宇治市建築基準法施行細則第１６条の規定による工事の」を「次のとおり工事の」に、「　様」を「宛て」に改め、「㊞」及び「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削り、「電話番号　番」を「電話番号」に、「㎡」を「平方メートル」に、「建築主事　様」を「建築主事宛て」に改める。別記様式第１５号中「宇治市建築基準法施行細則第１７条の規定により」を「次のとおり」に、「　様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名（押印は、本人署名の場合には不要です。）」に、「氏名　を「氏名　電話番号　番」を「電話番号」に、「㊞　電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に、「ｋｇ」を「キログラム」に改める。

別記様式第１６号中「宇治市建築基準法施行細則第１７条の規定により」を「次のとおり」に、「　様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名（押印は、本人署名の場合には不要です。）」に、「氏名　を「氏名　電話番号　番」を「電話番号」に、「㊞　電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に改め、「（京都分室）」を削り、「総延長　ｍ」を「総延長　メートル」に改める。

別記様式第１２号の２中「宇治市建築基準法施行細則第１３条の規定による敷地境界変更届」を「敷地境界変更届」に改め、「㊞」及び「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削る。

別記様式第１３号中「宇治市建築基準法施行細則第１４条の規定による　工事施工者　選定届　を「工事施工者　選定届　に、「あて」を「宛て」に、「工事監理者　」を「工事監理者　」に、「〒」を「郵便番号」に、「氏　名　㊞　を「氏　名　に改め、「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削り、「電話番号　番」を「電話番号」に、「）第　号」を「）第　号」に、「電話番号　番」を「電話番号　に改める。

別記様式第１４号中「宇治市建築基準法施行細則第１６条の規定による工事施工状況報告書」を「工事施工状況報告書」に改め、「同細則」を削り、「宇治市建築基準法施行細則第１６条の規定による工事の」を「次のとおり工事の」に、「　様」を「宛て」に改め、「㊞」及び「（押印は、本人署名の場合には不要です。）」を削り、「電話番号　番」を「電話番号」に、「㎡」を「平方メートル」に、「建築主事　様」を「建築主事宛て」に改める。別記様式第１５号中「宇治市建築基準法施行細則第１７条の規定により」を「次のとおり」に、「　様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名（押印は、本人署名の場合には不要です。）」に、「氏名　を「氏名　電話番号　番」を「電話番号」に、「㊞　電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に、「ｋｇ」を「キログラム」に改める。

別記様式第１６号中「宇治市建築基準法施行細則第１７条の規定により」を「次のとおり」に、「　様」を「宛て」に、「氏　名　㊞　を「氏　名（押印は、本人署名の場合には不要です。）」に、「氏名　を「氏名　電話番号　番」を「電話番号」に、「㊞　電話番号　番」を「電話番号」に、「ｍ」を「メートル」に、「㎡」を「平方メートル」に改め、「（京都分室）」を削り、「

％」を「パーセント」に改める。

別記様式第２０号中「、宇治市建築基準法施行細則第２５条第２項の規定により」を削り、「あて」を「宛て」に改め、「㊞」を削り、「　　を「　　に改める。

㎡	平方メートル

」　　」

別記様式第２１号中「、宇治市建築基準法施行細則第２５条第４項の規定により」を削り、「あて」を「宛て」に改め、「㊞」を削り、「　　を「　　に改める。

㎡	平方メートル

」　　」

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和５年３月３１日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第１６号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和２年宇治市規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

青少年専門指導員	１級３８号給

」

を

「

青少年専門指導員	１級３８号給
青少年センター館長	１級４６号給

」

に、

「

教育指導員（短期大学卒）	１級２４号給

」

を

「

教育指導員（短期人学卒）	１級２４号給
教育指導員（大学卒及び短期大学卒以外）	１級２２号給

」

に、

「

児童厚生員（短期大学卒）	１級２４号給

」

を

「

児童厚生員（短期大学卒）	１級２４号給
児童厚生員（大学卒及び短期大学卒以外）	１級２２号給

」

に、

「

電気技術職員	２級４６号給
教育相談員	１級３８号給

」

を

「

電気技術職員	２級４６号給
生涯学習指導員	１級３８号級
教育指導員（大学卒）	１級３６号給
教育指導員（短期大学卒）	１級２４号給
教育指導員（大学卒及び短期大学卒以外）	１級２２号給
児童厚生員（大学卒）	１級３６号給
児童厚生員（短期大学卒）	１級２４号給
児童厚生員（大学卒及び短期大学卒以外）	１級２２号給
教育相談員	１級３８号給

」

に、

「

発掘調査補助員	１級３６号給
幼稚園教諭	１級２４号給

」

を

「

発掘調査補助員	１級３６号給
インクルーシブサポーター	１級２４号給
幼稚園教諭	１級２４号給

」

に、

「

通訳	１級２４号給
公民館非常勤嘱託員	１級１号給

」

を

「

通訳	１級２４号給
インクルーシブサポーター	１級２４号給
公民館非常勤嘱託員	１級１号給

」

に、

「

幼稚園教諭	１級２４号給

」

を

「

幼稚園教諭	１級２４号給
教育指導員（大学卒）	１級３６号給
教育指導員（短期大学卒）	１級２４号給
教育指導員（大学卒及び短期大学卒以外）	１級２２号給
児童厚生員（大学卒）	１級３６号給
児童厚生員（短期大学卒）	１級２４号給
児童厚生員（人学卒及び短期人学卒以外）	１級２２号給

」

に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（掲示済）

告　示

宇治市告示第３４号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７９条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第８５条第１号の規定により告示します。

令和５年４月２１日

宇治市長　松村　淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称 事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
２６７１２０１４３８	ケアプランセンター　さくら 京都府宇治市神明宮西３７－３３古川ビル２階	株式会社　喜楽縁	令和５年４月１日	居宅介護支援

宇治市告示第３５号

自転車放置禁止区域の変更について

宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例（平成３年宇治市条例第６号）第８条第２項の規定により、次の自転車放置禁止区域を令和５年４月２１日より次のように変更しましたので、同条第３項の規定により告示します。

令和５年４月２１日

宇治市長　松村　淳子

ＪＲ六地蔵駅周辺自転車放置禁止区域

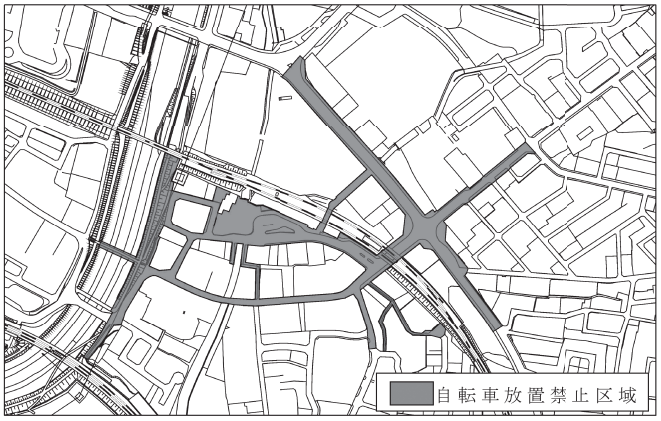

公　告

宇治市公告第１５号

物品（原動機付自転車ホンダスーパーカブ）の売払いに係る一般競争入札について

物品（原動機付自転車ホンダスーパーカブ）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告します。

令和５年４月４日

宇治市長　松村　淳子

１　入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
原動機付自転車ホンダスーパーカブ	種別	原付一種
	車名	ホンダ
	型式	ＡＡ０１
	車体番号	ＡＡ０１－１５１９７７１
	標識番号	宇治市　ち　１２３２
	総排気量	０．０５Ｌ
	廃車日	令和５年３月７日
	走行距離	４４，９７０ｋｍ
	車両の色	青

※　走行距離は令和５年３月１５日（水）時点のものである。

※　物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

２　入札方法

⑴　本公告に係る物品の売払いは、ＫＳＩインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

⑵　官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（ＫＳＩ）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL https://www.pages.kankocho.jp/guide

３　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していないこと。

⑵　宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

⑶　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

⑸　宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び

順守することができること。

⑹　その他ガイドラインに定めるところによる。

４　入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

５　物品の確認

⑴　確認の受付

令和５年４月４日（火）から同月１８日（火）まで（各日午前９時から午後５時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に⑷の担当課へ電話にて予約すること。

⑵　確認日

令和５年４月１９日（水）

⑶　場所

京都府宇治市宇治琵琶３３番地

⑷　担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号　０７７４－２０－８６９２

⑸　その他

試乗はできない。

６　入札保証金

⑴　入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

⑵　落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

⑶　落札者が、１１⑵の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

７　予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
原動機付自転車ホンダスーパーカブ	８，０００円

８　入札期間等

⑴入札期間

令和５年５月８日（月）　午後１時から

令和５年５月１５日（月）　午後１時まで

⑵　開札日時

令和５年５月１５日（月）　午後１時

⑶　場所

官公庁オークション上

９　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

１０　落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が２以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

１１　契約

⑴　契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

⑵　契約締結期限

令和５年５月２６日（金）　午後５時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

⑶　契約締結の方法

契約書（２通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて⑵の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

１２　売払代金の納付

⑴　納付期限

令和５年５月２９日（月）　午後２時３０分

⑵　納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

⑶　その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

１３　所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

１４　その他

⑴　市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

⑵　売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

⑶　１から１４までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、１から１４までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先　宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号　６１１－８５０１

所在地　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

電話番号　０７７４－２０－８６９２

（掲示済）